

平成29年11月22日  
新領域創成科学研究科  
学術経営委員会  
令和2年10月21日改正

## 新領域創成科学研究科における特定有期雇用教職員等の採用手続き申合せ

この申合せは、研究科における特定有期雇用教職員等の公平かつ公正な採用の実施を目的として、採用手続きについて整備するものである。

### 第1条 範囲

この申合せを適用する者は以下のとおりとする。

- (1) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程第2条に規定される者のうち、特任研究員、特任専門員、特任専門職員、学術支援専門職員、学術支援職員及び学術専門職員
- (2) 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程第2条に規定される者のうち、特任研究員、特任専門員、特任専門職員、学術支援専門職員、学術支援職員及び学術専門職員
- (3) 東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第2条に規定される者

### 第2条 採用手続き

採用手続きは、別紙の「新領域創成科学研究科における特定有期雇用教職員等採用手続きフロー図」にしたがって行うものとする。

なお、既に無期転換済及び無期転換権を取得済である職員が、本人の都合ではなく上長が定年退職したため他の研究室、専攻等に配置換となるなど、業務上やむを得ない事情により研究科内で配置換となる場合は、この限りではない。

### 第3条 その他

この申合せに定めるもののほか、採用手続きに関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この申合せは、平成29年11月22日から施行し、平成30年4月1日付け採用の手続きから適用する。

### 附 則

この申合せは、令和2年10月21日から施行する。

なお、学術支援専門職員及び学術支援職員の採用手続きについては令和3年3月31日まで適用し、学術専門職員については令和3年4月1日から適用する。